

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ

第1回第5種優先株式についての定め

1. 第1回第5種優先株式

(1)優先配当金

①優先配当金

1株につき15円。

②非累積条項

ある営業年度において、本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)または本優先株式の登録質権者(以下「本優先登録質権者」という)に対して支払う株主配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③非参加条項

本優先株主または本優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行われない。

(2)優先中間配当金

1株につき7円50銭。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。本優先株主または本優先登録質権者に対しては、前記500円の外、残余財産の分配は行わない。

(4)優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配順位は、当社が発行するすべての優先株式と同順位とする。

(5)消却

当社は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(6)強制償還

当社は、平成17年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき500円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行うことができる。

(7)議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の決議が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結のときより、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有する。

(8)株式の併合または分割、新株引受権等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式については株式の併合または分

割は行わない。

当社は、本優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(9)普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。